

議案第 19 号

市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正
について

市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 9 月 2 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

市川市生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（平成 6 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする。

第 7 条第 1 項中「第 4 条第 2 項第 3 号」を「第 4 条第 2 項第 2 号」に改める。

第 8 条第 1 項中「第 4 条第 2 項第 2 号に掲げるものにおいて」を「市が」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

（準備行為）

- 2 平成 29 年 4 月 1 日以後に改正後の第 4 条第 2 項第 2 号に規定する企画展示室、同項第 5 号に規定する文学研修室、同項第 6 号に規定する映像メディア

ア編集室、同項第7号に規定するアナウンスブース及び同項第8号に規定する音楽スタジオを使用しようとするものに係る使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の第7条第1項、第2項及び第5項、第8条第1項、第21条第1項並びに第24条の規定の例により行うことができる。

理 由

文学ミュージアムについて、使用することができるものの範囲を広げるとともに、使用することができる施設として新たに企画展示室を加えるほか、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。